

身体拘束廃止に関する指針

社会福祉法人同胞友愛会
友愛育成園

1 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、尊厳のある生活を阻むものである。当施設においては、尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員全員が拘束廃止に向けた正しい知識と意識を持ち、サービスの提供に努めるものとする。

- (1) 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例より
利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- (2) 緊急やむを得ない場合の例外
 - 切迫性：利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
 - 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
 - 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時なものであること

2 身体拘束廃止に向けての基本方針

- (1) 当施設においては、原則として身体拘束その他の行動制限を禁止する。
- (2) やむを得ず身体拘束を行う場合
委員会等を中心に十分なリスク検討を行い、上記3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への同意を得て行うものとする。
- (3) 記録について
身体拘束を行った場合は、その説明同意に係わる書類及び経過を記した記録の整備を行い、記録の保管は2年間とする。

3 委員会

委員会は、全職員により構成し、必要に応じて職員会議にて行うこととする。

4 研修

委員会は、必要に応じて職員の教育研修を行うものとする。

5 身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける
- (6) 車椅子、椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

5 施行日

この指針は、平成29年4月1日より施行する。